

金融商品販売における勧誘方針

1. お客様への勧誘の基本姿勢について

- ① 当社は、お客様の信頼確保に努めつつ、お客様の知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な説明に努めます。
- ② 当社は、お客様の判断と責任において適切な投資判断を行っていただくため、商品の内容や市場リスク等様々なリスクの内容について、お客様一人ひとりに、十分かつ正確な説明を行うことに努めます。
- ③ 当社は、お客様に断定的な判断の提供や、不実の情報を提供する等の誤解を招くような勧誘はいたしません。

2. お客様の勧誘の方法及び時間帯について

- ① 当社は、金融商品取引法その他法令諸規則等に則った適正な勧誘を行います。
- ② 当社は、お客様のご都合に合わせた時間帯や場所で勧誘を行うよう努めます。

3. お客様への適正な勧誘の確保について

- ① 当社は、お客様に対して金融商品の適正な勧誘が行われるよう社内体制の整備及び社員の知識の習得、研鑽に努めます。
- ② 当社は、お客様からの苦情・要望に対しましては、誠実に対応し、改善に努めます。

金融商品取引業者名	リストアセットマネジメント株式会社
登録番号	関東財務局長(金商)第2877号
取扱業務	第二種金融商品取引業 投資運用業、投資助言・代理業

当社は、第二種金融商品取引業、投資運用業および投資助言・代理業を行います。

金融商品の販売等に関する法律

第二条(定義)

この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。

(中略)

六 次に掲げるものを取得させる行為(代理又は媒介に該当するものを除く。)

イ 金融商品取引法第二条第二項第一号 又は第二号 に掲げる権利

注:信託の受益権 (省略)

第九条(勧誘方針の策定等)

金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針(以下「勧誘方針」という。)を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
- 二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。